

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 33 件 |
| 国民年金関係 | 13 件 |
| 厚生年金関係 | 20 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 28 件 |
| 国民年金関係 | 13 件 |
| 厚生年金関係 | 15 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年9月まで

昭和39年の結婚後、母に勧められ41年に国民年金に任意加入した。夫の仕事の関係でA市にあった社宅に住んでいて、集金人を通じて保険料を納付していたが、集金人が保険料の集金を止めたいとのことで、自分も任意加入をやめた。申立期間は確かにその集金人に保険料を納めていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年に任意加入し、集金人を通じて国民年金保険料を納付していたとしているところ、41年2月から45年6月までの保険料が納付されていることが特殊台帳及び市の被保険者名簿から確認できること、及び46年10月の資格喪失について、集金を止めたいとの集金人からの話を契機に資格喪失手続を行ったと具体的に申述していることから、申立人の申述には信ぴょう性が認められる。

また、申立期間の前後を通じ、申立人に住居異動は無く、夫の勤務先にも変更が無いことから、生活状況に変化は無かったと認められ、申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情があったとは考え難い。

さらに、申立期間以後、昭和50年7月に任意で国民年金に再加入しており、かつ国民年金加入期間の未納は無く、納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 41 年 3 月まで

母が私の国民年金の加入手続を A 区役所で行い、結婚するまでの保険料を納付してくれていた。結婚後 B 市から届いた第 3 回特例納付通知で、昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間を納付すれば、未納は無くなるとの記載内容だったので、夫が 55 年 6 月に夫の 38 年 3 月分と併せて納付した。窓口ではこれで加入から現在までの分はすべて収まったと言われて帰ってきたが、64 歳になって受給の申請に行くと、39 年 9 月から 41 年 3 月まで未納と言われた。今更未納があったと言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、B 市役所から申立人に届いた第 3 回特例納付の通知に、「昭和 42 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間を納付すれば、未納が無くなる」と記載されていたとしているところ、B 市では第 3 回特例納付の際、社会保険事務所から送られてきたリストに基づいて該当者に未納期間等の通知を行っていたことが確認できる。

また、B 市では、第 3 回特例納付の際に、未納期間がある場合は必ずその期間を申請者に知らせ、未納期間をすべて納付できない場合、その旨の念書を徴して社会保険事務所に送付していたとしているところ、申立人の夫は、B 市役所の窓口で申立人の特例納付の手続をする際に、申立期間が未納であるとは言われなかったとしている上、申立人の夫は念書の記憶も無いとしている。

さらに、B市では、特例納付の際未納期間の収納に関し、通常前詰めで埋めていくとしていることから、申立期間はその特例納付の際収納済みだったと推測できる上、申立人が19か月間と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和37年ころ自宅に勧誘に来たA区役所職員に国民年金の制度ができたことを聞いた。我が家は自営業なので老後働けなくなったら収入が無くなることを考え、年金は必要と考えたのですぐに区役所窓口で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は結婚後夫と一緒に欠かさず納付していたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に居住していた昭和37年ころに、自宅に国民年金制度の説明と加入の勧奨に訪れた区役所職員に勧められ国民年金に加入し、区役所で国民年金制度開始当初から国民年金保険料を納付していたところ、申立人がA区から転居したB市の国民年金被保険者名簿では、申立人の申立期間が納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立期間に、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫は年金記録が納付済みとなっていることから、申立人のみが国民年金制度開始当初から未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料をすべて納付している上、転居の都度の住所変更手続や厚生年金保険被保険者への種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金制度に対する意識及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月から 53 年 12 月まで

私が 20 歳の時に、母親が A 市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。保険料の納付も母親がしてくれたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間のころの国民年金保険料については、加入手続に役所に行ったとき未納のないよう納付したはずであるとしているところ、母親は申立期間のころの納付方法、納付場所などを具体的に記憶しており、申立内容に不合理な点はみられないこと、及び申立期間に対応する母親の保険料の納付記録は納付済みとなっていることから、申立てに信^{びょう}憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、納付意識が高いと認められる。

さらに、申立期間は 19 か月間と比較的短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月

申立期間の国民年金保険料については、申立期間当時はA市のアパートに住んでいて、アパートの大家さんが自治会の会長をしており集金に来て納付していたように思う。当時は3か月単位で納付しており、申立期間の1か月分のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、当時居住していたA市のアパートの大家が集金に来て納付したとしているところ、当時は国民年金保険料を3か月ずつ納付するのが通例であり、申立期間の後の昭和 47 年 5 月及び同年 6 月は納付されていることから、申立期間の1か月のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は1か月と極めて短期間であり、国民年金に加入以来、厚生年金保険加入期間の狭間である昭和 56 年 6 月の1か月の未加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人は申立期間当時、美容師としてB市の美容院に勤務して月額4万円程度の収入があり、その夫も大手の企業に勤務していたことから、申立期間当時の月額 450 円の国民年金保険料を未納とするような経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年12月まで

24歳のころ、大工としてA区に住んでいた私は、弟弟子が引っ越し先のB区で強制的に国民年金に加入させられたことを聞き、昭和50年の正月休みにA区役所で国民年金に加入した。そのときに20歳までさかのぼって保険料の納付ができるので全額納付するように職員から言われ、まとめて納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大工であった申立人の弟弟子が20歳から国民年金に加入したことを動機として、昭和50年の正月休みにA区役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は51年3月であり、申立人の記憶と相違し第2回特例納付の実施期間ではないものの、申立人とほぼ同時期に加入したとみられる被保険者に過去の未納の保険料を特例納付により一括納付したと考えられる例があり、申立人についても加入時期ころに、申立期間の保険料を特例納付により一括納付できた可能性は否定できない。

また、申立人が国民年金に加入する動機となったその弟弟子は、20歳から保険料を納付していることが確認できる上、A区役所で国民年金の加入手続を行った状況や最寄りの郵便局で保険料を納付した状況についての個別具体的な記憶があり、その内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人とほぼ同時期に国民年金に加入し特例納付をしたことが

うかがえる被保険者については、特例納付リストにその記録が無く、当時の行政側の記録管理に何らかの不手際があった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月

会社退職直後の昭和 52 年 1 月に国民年金の任意加入被保険者として加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。その後、付加保険料も加入できることを知り、同年の 6 月に付加保険料の加入手続を行い、同月から付加保険料を納付した。申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 1 月に国民年金の任意加入被保険者としての加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、同年 6 月から付加保険料も併せて納付したとしているところ、申立人が保持している国民年金手帳の国民年金の記録（1）欄には「A」と記載されており、その時点で付加保険料の加入手続をしたことが確認でき、加入した月である申立期間の付加保険料が未納となっていることは不自然である。

また、申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、申立期間及びその前後の定額保険料をすべて納付し、申立期間直後の昭和 52 年 7 月から付加保険料も併せて納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 44 年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料は、老後を考えて夫婦二人でA社会保険事務所及びB社会保険事務所に出向いて相談をし、月数の計算をしてもらい、自宅に近いC市D出張所で2回に分けてさかのぼって納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を過去に未納にしていたが、老後のことを考えて夫婦二人分の保険料を一緒に特例納付により2回に分けて納付したはずであると主張しているところ、社会保険庁の記録では、昭和36年4月から41年10月までの期間は夫婦共に特例納付で保険料が納付されており、申立人の厚生年金保険加入期間を挟んで42年4月から44年3月までの期間は、申立人の妻の保険料は特例納付で納付されていることから、2回に分けて納付したとする申立人の主張には信憑性がある。

また、特例納付が行われた場合に作成されているはずの被保険者台帳が、申立人については特例納付の記録があるにもかかわらず保存されていないことから、行政側の記録管理に誤りがあった可能性がある。

さらに、申立人は、夫婦一緒にA社会保険事務所及びB社会保険事務所に出向いて特例納付について相談をし、夫婦共に67か月と27か月に分けて納付するよう勧奨されたこと、特例納付の保険料が月額4,000円であっ

たこと、特例納付を行う際に妻が年金手帳を所持していなかったため再交付してもらったことなど、特例納付時の個別具体的な記憶があり、第3回特例納付の保険料が月額4,000円で、妻の年金手帳は第3回特例納付実施期間中の昭和55年3月12日に再交付されている事実と符合することから、第3回特例納付により申立期間27か月を含め特例納付を行ったとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から42年4月まで

申立期間当時は、父親が営む製造業を手伝っていたが、国民年金については、母親が加入手続を行い両親の保険料と一緒に納付していた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が、申立人及びその両親の3人分の保険料を、当時在住していたA区の職員の集金により納付したとしているところ、両親は、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を未納なく納付しており、申立人についても、国民年金の加入手続を行った後の期間については、区職員が集金に来ていながら、申立人の保険料のみを納付しないことは考え難いことから、申立期間のうち、申立人のものと考えられる国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年3月21日以降の期間において、区職員が集金により保険料の納付が可能であった38年4月から42年4月までの期間については、申立人はその両親と一緒に保険料を納付したの自然である。

2 申立期間のうち、昭和36年7月から38年3月までの期間については、申立人のものと考えられる国民年金手帳記号番号(同上)が払い出された39年3月の時点において、時効により納付することができない期間及びさかのぼって納付することが可能な期間となるが、申立人及びその母親には保険料をさかのぼって納付した記憶は無く、別の国民年

金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から42年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

商社に勤務していた夫の転勤に伴い、教諭を退職して共済組合員の資格を喪失した直後の昭和 53 年 4 月に、転居先の A 市役所で国民年金の任意加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、A 市役所で納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 4 月に国民年金に任意加入して以来、申立期間を含め国民年金保険料を A 市役所で納付したとしているところ、当時、A 市役所内の銀行窓口で保険料を納付することが可能であったことが確認できる上、申立人は 53 年 4 月の任意加入時から第 3 号被保険者となる 61 年 3 月までの間、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、各 3 か月と短期間の申立期間①及び②のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人の夫は商社に勤務し厚生年金保険に加入しており、申立人が国民年金保険料を納付できない事情があったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

昭和49年12月にA市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったが、その後国民年金保険料の納付書が送られてこないため、A市役所に連絡して、申立期間の直前の50年1月から51年3月までの納付書を発行してもらい納付した。その後、申立期間の保険料についても納付書の発行を依頼して、後日送られた納付書で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料について、厚生年金保険から国民年金への切替手続の実施後、納付書が送られて来ないことから、A市役所に依頼して納付書を発行してもらって納付し、その後、申立期間についても同様に納付書の発行を依頼し、送られた納付書で納付したとしているところ、50年1月から51年3月までの保険料は、保管していた領収証書から52年4月1日にさかのぼって納付していることが確認でき、申立期間直後の昭和52年度の保険料も同年度中に納付していることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、A市役所に保管されていた申立人の被保険者名簿及び国民年金保険料納付状況通知書によれば、申立期間より以前の期間を対象とした申立人の被保険者名簿が保管されているものの、申立期間当時を対象とした同名簿は保管されておらず、国民年金保険料納付状況通知書には、社会保険庁の記録にある申立人の保険料納付記録が記載されていないなど、行政側

の記録管理が不適切であった可能性がある。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外では、厚生年金保険から国民年金への資格切替時の計 2 か月を除き保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

昭和49年12月にA市役所で夫と共に国民年金の再加入手続を行ったが、その後国民年金保険料の納付書が送られてこないため、A市役所に連絡して、申立期間の直前の50年1月から51年3月までの納付書を発行してもらい納付した。その後、申立期間の保険料についても納付書の発行を依頼して、後日送られた納付書で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料について、その夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続の実施後、納付書が送られて来ないことから、A市役所に依頼して納付書を発行してもらって納付し、その後、申立期間についても納付書の発行を依頼し、送られた納付書で納付したとしているところ、50年1月から51年3月までの保険料は、保管していた領収証書から52年4月1日にさかのぼって納付していることが確認でき、申立期間直後の昭和52年度の保険料も同年度中に納付していることから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、A市役所には、申立期間より以前の期間を対象とした申立人の被保険者名簿は保管されているものの、申立期間当時を対象とした同名簿は保管されておらず、行政側の記録管理が不適切であった可能性がある。

さらに、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外では、夫の厚生年金保険から国民年金への資格切替時の1か月を除き、保

険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が私の分も一緒に納付しており、同時期における妻の納付記録があるので、私のみ納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が夫婦二人分を併せて納付したとしているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は申立期間直前の昭和 52 年 3 月 19 日に連番で払い出されており、妻は申立期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立人のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人の妻が保険料を納付したとしている市役所支所や金融機関は、申立期間当時、申立人宅の生活圏内に存在していたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間以外では厚生年金保険から国民年金への資格切替時期である 1 か月を除き、保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を、53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人の株式会社Aにおける被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成4年9月30日）を4年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から4年9月30日まで
② 平成4年9月30日から同年10月1日まで

社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成2年10月から4年8月までの標準報酬月額が相違しているので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成4年9月30日に被保険者の資格を喪失したことになっているが、同年10月1日の誤りであると思うので、被保険者資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録から、株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員の標準報酬月額及び被保険者資格喪失日を調査したところ、取締役であった申立人、代表取締役及び二人の取締役の計4人の平成2年及び3年に係る定時決定時の標準報酬月額が、4年11月2日に2年前に遡及して訂正されていることが確認できる。また、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間①の標準報酬月額を申立人が主張する53万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成4年10月16日）の後の同年11月4日に、遡及して標準報酬月額を20万円に引き下げていることが確認でき、社会保険事務所において、このよ

うな^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人の雇用保険の記録における離職時賃金日額並びに申立人が所持する平成2年の源泉徴収票及び給与明細書から、申立人の申立期間の標準報酬月額^{そきゅう}は申立人が主張する53万円で、事業主により給与から53万円に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間において、株式会社Aの取締役^{そきゅう}に就いているものの、当該標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正に同意しておらず、これに関与できる状況にはなかったとの監査役の供述もある。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成2年10月から4年8月までは53万円とすることが必要と認められる。

申立期間②について、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間②の被保険者資格喪失日を申立人が主張する平成4年10月1日と記録されていたが、申立期間①と同様に同年11月4日に^{そきゅう}遡及して同年9月30日に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間を含む昭和63年2月21日から平成4年9月30日までの間、株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②の被保険者資格喪失日について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る被保険者資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た被保険者資格喪失日の記録から、平成4年10月1日とすることが必要と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人の株式会社Aにおける事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年8月の記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 5 年 11 月 30 日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 4 年 3 月から 5 年 10 月までの標準報酬月額が相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、株式会社Aに勤務した平成 4 年及び 5 年の定時決定時では 53 万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 5 年 11 月 30 日以降の同年 12 月 16 日に、常務取締役であった申立人、代表取締役、取締役及び申立期間途中で退任した取締役の 4 人の標準報酬月額の記録が引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、申立期間について 53 万円から 9 万 8,000 円へと訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は申立期間^{そきゅう}において、株式会社Aの取締役に就いているものの、当該標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正に同意しておらず、当時の社会保険担当役員の供述から、これに関与できる状況にはなかったものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成 4 年 3 月から 5 年 10 月までは 53 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 2 月 12 日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 8 年 3 月から 10 年 1 月までの標準報酬月額が相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、株式会社Aに勤務した平成 8 年の定時決定時では 44 万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 2 月 12 日以降の同年 3 月 23 日に、申立人、代表取締役社長、社長の兄である取締役及び社長の甥の 4 人の標準報酬月額の記録が引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、申立期間について 44 万円から 9 万 2,000 円へと訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような^{できゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、社長の甥は、申立人が営業担当の一般従業員であったと供述していることから、申立人は、当該^{できゅう}遡及訂正に関与できる状況にはなかったものと判断される。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成 8 年 3 月から 10 年 1 月までは 44 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成8年9月から9年9月までの期間を41万円、同年10月から10年9月までの期間を44万円に訂正することが必要である。また、申立期間のうち平成10年10月から13年6月までの期間を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成10年10月から13年6月までの当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月1日から13年7月1日まで
社会保険庁の記録によると、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成8年9月から13年6月までの標準報酬月額が相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係るA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年9月から9年9月までは41万円、同年10月から10年9月までは44万円と記録されていたところ、10年9月14日付けで申立人を含む8人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申立人の場合は、8年9月から10年9月までの期間の標準報酬月額が20万円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する滞納処分票から、当該事業所は、平成9年から13年2月まで滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち平成8年9月から10年9月までの期間の標準報酬

酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た記録から8年9月から9年9月までは41万円、同年10月から10年9月までは44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち平成10年10月から13年6月までの期間については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる申立人の報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除から判断すると、申立期間のうち平成10年10月から13年6月までは38万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られないが、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成10年10月から13年6月までの全期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B支店における資格取得日は、昭和47年3月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年3月から同年7月までは7万2,000円、同年8月及び同年9月は9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月16日から同年10月1日まで
関連会社への出向等何度もあったが、株式会社Cには退職するまで継続して勤務していた。社会保険庁の記録によると、A株式会社D支店から、同社B支店E所に転勤した昭和47年3月16日から同年10月1日までの記録が無い。調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Cから提出された従業員台帳により、申立人は、申立期間にA株式会社B支店E所に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の基礎年金番号の読み仮名「F」では、申立期間のA株式会社B支店における厚生年金保険被保険者記録は存在しないものの、同オンライン記録には異なる読み仮名「G」で、申立期間における同社B支店の記録が存在するとともに、両記録における被保険者の生年月日は一致しているが、現在、この記録は未統合となっている。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社B支店の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名及び申立期間における被保険者資格の得喪が記載された記録が存在し、その生年月日は申立人のものと一致する。

加えて、H年金基金によると、申立期間は厚生年金基金の加入期間として記録され、これに基づく年金の支払いが行われているとしている上、同基金によると申立人と同姓同名の者は他に確認できないとしている。

なお、申立期間の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録から、昭和47年3月から同年7月までを7万2,000円、同年8月及び同年9月を9万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）のC支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月31日から同年11月1日まで

株式会社Aに継続して勤務していたが、同社C支店から同社D支店に転勤した際の1か月の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているの
で、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管する労働者名簿、社員台帳及びE保険組合の被保険者記録、並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和44年11月1日に株式会社AのC支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和44年9月の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年11月1日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案1512

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月21日から同年10月25日まで
② 昭和30年4月21日から35年9月11日まで
③ 昭和35年9月12日から37年1月20日まで

社会保険庁の記録では、申立期間の脱退手当金を受給したことになっているが、私は受領していない。昭和37年1月20日に有限会社Aを退職する時の月額賃金の手取りが4,000円程だったので、1万円以上の脱退手当金を受領していれば記憶しているはずである。私は、脱退手当金を受領した記憶は無く、現在の年金額に納得がいかないのに、脱退手当金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間で勤務した厚生年金保険台帳記号番号が同一の被保険者期間については、その計算の基礎とはされておらず未請求となっており、当該厚生年金保険被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和37年3月*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和37年3月31日であるとの回答を得た。

A株式会社は昭和36年4月1日から37年3月31日まで勤務していた。厚生年金保険資格喪失日は同年4月1日であるので資格喪失日を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA株式会社を退職後、B所に採用されたところ、同所の履歴カードについては、申立人の履歴書に基づき、離職証明書等の書類を確認し記載しているとの供述があった。

また、申立人は申立期間の昭和37年3月31日は土曜出勤したと述べており、事実、暦によると同年3月31日は土曜日であり、申立人の記憶と一致する。

さらに、申立人の同僚の供述によると、「申立人も私も月給制で、私の喪失日は昭和39年1月1日で月初めのため、申立人も4月1日であると思われる。」と供述している。

加えて、申立人が当該事業所において被保険者資格を喪失した昭和37年度当時の同僚を社会保険事務所の記録から確認したところ、同年4月

1日の喪失者は見当たらないが、12人の者が喪失日が1日であることが確認され、申立人の喪失日が3月31日とは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B所の履歴カードの記載については、申立人の履歴書に基づき、離職証明書等の書類を確認し記載していることから、被保険者資格喪失日は昭和37年4月1日と推認され、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成16年3月から同年5月までを41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年3月1日から同年6月1日まで
社会保険事務所が決定したA株式会社勤務時の標準報酬月額が給与明細書と相違しているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成16年3月及び同年4月については給与明細書において確認できる保険料控除額、同年5月については源泉徴収票から推認できる給与支給額から判断すると、同年3月から同年5月までの記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答が無いため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 32 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 3 月 21 日まで
株式会社A本店に勤務していた申立期間の標準報酬月額が 32 万円から 20 万円に減額されているので、32 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、取締役を務めていた株式会社A本店は、平成 9 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は同日以降の同年 4 月 3 日に、7 年 10 月から 9 年 2 月までの期間について 32 万円から 20 万円に遡^{そきゆう}及訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立人提出の申立期間の一部期間に係る給与明細書に記載の厚生年金保険料額から算出した申立人の標準報酬月額は、減額訂正前の 32 万円であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間当時は株式会社A本店の専務取締役であったが、営業責任者であり社会保険手続には関与していないと主張しており、事業主も、申立人は社会保険手続に関与する立場ではなかったとしている上、他の同僚も同様の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡^{そきゆう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 32 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年3月26日まで
有限会社Aにおける申立期間の標準報酬月額が、実際より低い9万8,000円に引き下げられていることが分かったので、訂正前の28万円に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初28万円と記録されていたところ、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年3月26日より後の同年7月25日付けで、申立人及び事業主の標準報酬月額の記録が訂正されており、申立人の場合、申立期間の標準報酬月額が28万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人提出の平成5年11月から6年3月までの給与明細書から、申立人は訂正前の標準報酬月額28万円に相当する厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は社会保険手続には関与していないと主張しているところ、商業登記閉鎖登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、有限会社Aの役員ではないことが確認できる上、申立人の同僚も「申立人は事務員として電話の取り次ぎ、各種書類作成等（社会保険手続を除く）を行っていた」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額に

ついて、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 28 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年6月29日まで

A株式会社における申立期間の標準報酬月額が59万円から9万8,000円に減額されているので、59万円に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、専務取締役を勤めていたA株式会社は、平成8年6月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は適用事業所ではなくなった日以降である同年7月9日に、7年8月から8年5月までの期間について、当初59万円と記録されたものが9万8,000円にさかのぼって訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、A株式会社の当時の役員は、未払保険料を納付できないため、社会保険事務所の職員に勧められて、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正に合意した記憶があるとしており、平成7年度及び8年度の滞納処分票の事蹟では同役員が社会保険事務所へ相談した記録も確認できる。

さらに、A株式会社の事業主は、申立人は営業担当の専務取締役であるとしており、同社の当時の役員及び複数の同僚も、申立人は営業担当で社会保険事務手続には関わっていないと供述しており、前記の滞納処分票の事蹟にも申立人の氏名は確認できない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理^{そきゅう}を遡及して行う合理的な理

由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 59 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成3年4月から5年3月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年4月26日まで

A社会保険事務所の職員から、株式会社Bにおける申立期間の標準報酬月額が資格喪失後の平成5年4月30日にさかのぼって20万円に下げられていることを知らされた。

申立期間当時、株式会社Bは業績が芳しくなく給与の遅配がたびたびあったが、給与額が変更になったことは無い。

給与明細書を保管しており厚生年金保険料の控除額を証明できることから納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によれば、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月の定時決定において53万円と記録されており、申立期間中の標準報酬月額は同額であることが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年4月26日以後の同年4月30日に、3年4月までさかのぼって標準報酬月額を変更して20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が保管する給与明細書(平成4年12月分)により、2年10月の定時決定に基づく標準報酬月額(53万円)から算出された厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、商業登記簿によれば、申立人は株式会社Bの役員欄に名前が

無く、同社から厚生年金保険の標準報酬月額の変更について「説明を受けたこともその旨を承知すると答えたこともない。」と供述しており、申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

なお、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゅう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は、見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額については有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険庁に届け出た訂正前の記録から、平成3年4月から5年3月までを53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年1月31日まで
株式会社Aに勤務していた平成3年4月1日から4年1月31日までの期間の標準報酬月額が、私の退職後に大幅に減額された。

社員の退職後に、社員に無断で、企業の代表者とB社会保険事務所及びC年金基金（現在は、D年金基金）との間で、標準報酬月額を改ざんし、企業が納付したのではと思う。以上のことから正しい標準報酬月額により修正された老齢厚生年金（基金を含む）を支給していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立期間について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から4年1月までは53万円と記録されていたところ、株式会社Aが適用事業所に該当しなくなった同年1月31日以降の同年5月29日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、このうち、申立人の3年4月から同年12月までの標準報酬月額は、53万円から9万8,000円に減額されていることが確認できる。しかし、申立人が提出した平成3年4月分及び4年1月分の給与明細書から、申立人が主張する標準報酬月額に応じた厚生年金保険料控除が確認できる。また、平成3年5月から同年12月までの期間についても、申立人が提出した普通預金通帳の写しから、上記給与明細書と同水準の給与月額の振り込みが確認できる。

なお、申立人が加入していたD年金基金の記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は53万円であり、減額訂正はされていないことが確認

できる。

一方、申立人は、株式会社A在職中は総務、経理、管理担当の取締役であったが、本件記録訂正の時期が申立人の退職の約4か月後に行われていること、さらに当時の事業主が、「最後の保険料は私が一人でE社会保険事務所に持参、納付した。」と供述していることから、申立人は記録訂正に関与をしていないと推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、平成3年4月から同年12月までを53万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成4年8月から5年10月までを44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から5年11月30日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が当時受けていた給与と比べて著しく引き下げられていた。報酬は退職まで変わらず支給されていたので元の報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する44万円と記録されていたところ、A株式会社が適用事業所に該当しなくなった日以降の同年12月3日付けで申立人を含む21人について、標準報酬月額が4年8月1日まで遡^{そきゅう}及して引き下げられた記録が残されている。

このうち、申立人の標準報酬月額は、平成4年8月から5年9月までは44万円を26万円に、同年10月は44万円を22万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は当該事業所の取締役であったことが商業登記簿で確認できるところ、事業主及び同僚である取締役は、申立人は当時工場長として現場の製造責任者であり当該標準報酬月額の訂正に関与する立場になかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡^{そきゅう}及して記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立

人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届けた記録から、平成4年8月から5年10月までは44万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 21 日から 43 年 3 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社B工場を退職した後、1年9か月も過ぎてから脱退手当金を受け取ったとされているが、当時は、再び厚生年金保険に加入する気持ちがあったので、会社を辞めるときに脱退手当金の受け取りを断り、厚生年金保険被保険者証を返してもらった記憶がある。また、脱退手当金を受け取ったとされる時期は、C店で働いており、受け取った記憶は全く無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年9か月後の昭和44年12月4日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととされている日から約1年半後に別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然であるとともに、再び厚生年金保険に加入する気持ちがあったとする申立内容は信用でき、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、申立人は、A株式会社B工場を辞める際に、会社の事務室に呼ばれ、脱退手当金の受給の希望の有無を問われ、受給を断った記憶が明確にあり、同社に同時期に勤務していた申立人の姉妹二人とともに、その後、退職した際には脱退手当金を受給していない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成9年4月から同年9月までは59万円、同年10月から10年1月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年2月28日まで
社会保険庁からの連絡により、A株式会社における平成9年4月1日から10年2月28日までの期間に係る標準報酬月額が、同年3月2日に実際の給料より低い報酬額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年4月から同年9月までは59万円、同年10月から10年1月までは56万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月28日より後の同年3月2日付けでさかのぼって9年4月1日から10年2月28日までが20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、同社の元取締役は事業主が会社の資金繰りに大変苦慮していたと供述している上、当該元取締役と同僚一人が遡及訂正の事務手続は事業主が行ったと思うと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該処理を遡及^{そきゆう}して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額のとおり、平成9年4月から同年9月までは59万円、同年10月から10年1月までは56万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C所における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月30日から同年5月1日まで
昭和40年5月1日付けでA株式会社C所からD所に転勤したが、社会保険庁の記録では同年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとなっている。

昭和40年4月の保険料も給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が昭和37年5月21日から51年12月31日までA株式会社に継続して勤務し（40年5月1日にA株式会社C所から同社D所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C所における昭和40年3月の社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険

料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年11月30日まで
社会保険庁からの連絡により、有限会社Aにおける平成7年1月1日から同年11月30日までの期間に係る標準報酬月額が、8年1月11日に実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年11月30日より後の8年1月11日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額が^{そきゆう}遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、7年1月から同年10月まで9万8,000円に^{そきゆう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、給与明細書において記載されている控除保険料額から、標準報酬月額は59万円として計算されていることが確認できる。

さらに、事業主は、経営不振で社会保険料の滞納はあったが、申立人は^{そきゆう}遡及訂正に関与していないと回答している。

このほか、照会した同僚からも「申立人は、営業担当の取締役であり、経理・社会保険部門は担当していなかった。」との回答が寄せられていることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を^{そきゆう}遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年9月1日まで
社会保険庁からの連絡により、株式会社Aにおける平成8年10月1日から10年9月1日までの期間に係る標準報酬月額が、同月21日に実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初20万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年9月1日より後の同月21日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、8年10月から10年8月までの標準報酬月額は20万円から9万2,000円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から49年3月まで

私が昭和45年12月に会社を退職し兄と共にA所を設立したころ、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。加入後は両親、兄及び私の分を含めて母又は私が保険料を納付した。

母は平成19年に他界し詳細は分からないが、両親及び兄は未納期間も無く、同じ家にいた私だけが未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その兄と自営業を始めた昭和46年1月にその母が申立人の国民年金加入手続をし、保険料は母又は自身が納付していたとしているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、その母は既に他界しており、申立人も保険料納付に関する記憶が曖昧であり、加入^{あいまい}手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年7月ころに払い出されており、この手帳記号番号により申立期間の保険料を納付するためには、過年度納付又は特例納付による以外にないが、申立人は保険料をさかのぼって納付した覚えはないとしている。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人も交付された国民年金手帳は現在所持している手帳のみであるとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年9月から46年9月まで

私の母が、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたが、昭和46年8月ころ、これからは自分で保険料を納付しなさいと手帳をもらった。母は、集金していた町内会の役員に保険料を納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が毎月集金に来ていた町内会の役員に国民年金保険料を納付したと主張しているが、A市では、当時の申立人の居住地では納入組織は存在していたとしているものの、名簿が無いため申立人の納入組織の加入状況は不明である上、その母は亡くなっており、申立人は保険料の納付に直接関与していないため、納付状況は不明である。

また、申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、A市では申立人の加入記録は見当たらず、国民年金手帳記号番号の払出日は昭和46年7月16日から同年8月26日までの間となっており、申立人が所持している国民年金手帳の発行日も同年8月23日となっていることから、同日が加入手続を行った日と推認でき、当該時点において、申立期間の国民年金保険料は、同年4月から同年9月までの期間は現年度納付、44年7月から46年3月までの期間は過年度納付、41年9月から44年6月までの期間は時効により納付できない期間であるが、申立人は、まとめて納付した記憶は無いとしている上、後日未納期間の保険料を納付できる特例納付制度のことは分からないとし、同制度により保険料を納付した記憶も無いとしている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日

記、家計簿等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から53年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から53年3月まで

私は、小さな会社に勤めていたので母親にうるさく言われ国民年金に加入した。国民年金は年金額が少ないので、老後になって少しでも年金を多く受けられるようにと付加年金に加入し、付加保険料を一括で納付したと記憶しているので、申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA市国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳には、申立人が昭和53年4月から付加年金に任意加入した記載があることが確認できるものの、ほかに申立人が申立期間に国民年金付加保険料の納付を行ったことを示す周辺事情は見当たらない。

また、国民年金付加保険料は、昭和45年10月に所得比例保険料制度として開始されたが、制度開始当初は地方税法に規定する所得があることが確認できる者が対象であったことから、会社勤めをしていた夫の被扶養者であった申立人はこの制度の対象外であったと推認される。

さらに、申立人は、昭和45年10月から国民年金付加年金に加入したとしているが、具体的な加入手続及び付加保険料額等の記憶が無い上、付加保険料を一括でさかのぼって納付することはできず、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 59 年 2 月まで

私は会社を退職した昭和 58 年 3 月に、妻と一緒に国民年金加入手続をした。退職直後の 1 年間が未納であることに納得できない。社会保険庁で国民年金加入記録が間違っって入力されたのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 58 年 3 月にその妻と一緒に国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、申立人の手帳記号番号の前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得日から 59 年 3 月ころであると推認される。

また、申立人の妻は、国民年金加入手続当時、経済的事情からさかのぼって夫婦二人分の保険料を納付することはなかったと述べていることから、昭和 59 年 3 月ころ申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 59 年 2 月まで

私の夫が会社を退職した昭和 58 年 3 月に、夫と一緒に国民年金加入
手続をした。退職直後の 1 年間の保険料が未納であることに納得できな
い。社会保険庁で国民年金加入記録が間違っって入力されたのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が会社を退職した昭和 58 年 3 月に夫婦で国民年金の
加入手続をしたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、
申立人の手帳記号番号の前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得日か
ら 59 年 3 月ころであると推認できる。

また、申立人は、国民年金加入手続当時、経済的事情からさかのぼって
夫婦二人分の保険料を納付することはなかったと述べていることから昭和
59 年 3 月ころ申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家
計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事
情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から平成 6 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から平成 6 年 3 月まで
平成 6 年ころ、カタログのようなものを持っていた人が来宅し、それまでの未納分について国民年金保険料を納付できるとの説明を受けた。夫に相談したら、そのためのお金 100 万円を私名義の口座へ入金してくれたので、その人が集金に来た平成 6 年 8 月から同年 10 月にかけて、数回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 6 年 8 月から同年 10 月にかけて、数回に分けて自分の口座から現金を引き出し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が提出した預金通帳の写しにより同期間に計 5 回、97 万円の引出しが確認できるものの、引き出した現金が保険料に充当されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする平成 6 年 8 月から同年 10 月ころは、特例納付期間ではない上、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間は約 10 年余りの長期に及び、申立人の夫についても申立期間は未加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から55年3月まで
弟がA県に帰ってきた昭和46年9月ころ、B町役場で弟が私の国民年金の加入手続をし、保険料についても弟が納税組合を通じて同年8月分から納付してくれた。納税組合にいた班長が保険料の集金を行っていたと聞いており、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の弟が昭和46年9月ころに国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年6月3日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間は104か月と長期間であるとともに、申立人は、申立期間のうち過年度保険料として納付可能な期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶が無い。

さらに、申立人の弟が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、弟も国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年度から保険料を現年度納付しており、過年度納付等により、保険料をさかのぼって納付していなかったことが認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで
私が就職のためA区に引っ越した昭和36年ころに、父親がB市役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。保険料についても、父親が同市役所で納付していた。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の父親は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続について、昭和36年ころにその父親がB市役所で行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、37年1月から同年8月までの間にA区で払い出されていることが確認でき、申立人の主張とは相違する上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 45 年 4 月まで
A 区に居住していた昭和 38 年 5 月ころから 48 年までの間に、A 区役所から今なら国民年金の未納期間をさかのぼって納付できると聞いたので、10 万円を 2 回納付した記憶がある。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区に居住していた昭和 38 年 5 月ころから B 市に転居した 48 年までの間に A 区役所から未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、申立期間の保険料として 10 万円を 2 回納付したとしているが、申立人は申立期間後の 45 年 5 月 15 日に任意加入しており、その時点では、38 年 7 月から同年 9 月までを除き任意加入期間である申立期間の保険料はさかのぼって納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料を納付したとするのは不合理である。

また、A 区在住時の昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月までは第 1 回特例納付の実施期間であるが、申立期間のすべてを特例納付により一括で納付したと仮定した納付金額の合計は 3 万 8,250 円となり、申立人が記憶している 10 万円を 2 回納付した場合の保険料合計額 20 万円と納付金額が相違している。

さらに、申立期間の保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 50 年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 38 年 3 月ころ、夫が国民年金への加入手続を行い、その後、夫が保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった直後の昭和 38 年 3 月ころ、その夫が A 町役場（現在は B 市役所）で申立人の国民年金への加入手続をし、その後、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、夫は既に他界しており国民年金への加入及び納付に関する証言が得られず、申立人もそれらに関与していないことから、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和 52 年 9 月であり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付することが必要な期間となるが、申立人にはさかのぼって納付した記憶は無く、別の手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から60年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、会社を退職した後、国民年金に加入し納付したはずであり、当該期間に係る確定申告書の写しに国民年金保険料が記載されており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、国民年金に加入し申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和60年4月であり、その時点では、申立期間の保険料は過年度納付によりさかのぼって納付することとなるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人が所持している昭和58年及び59年の所得税の確定申告書（控）には、58年分に国民年金支払保険料5万4,240円、59年分に同じく7万8,270円と記載されており、58年分の金額は58年中の9か月分の付加保険料込みの保険料合計額と一致し、59年分の金額は59年1月から12月までの付加保険料込みの保険料合計額と一致しているが、申立人が付加年金に加入したのは、A市の国民年金被保険者名簿により60年6月7日であることが確認できる上、申立期間の保険料を付加保険料込みで納付済みとなっている申立人の妻は、当該確定申告書（控）に事業専従者として記載されていることから、当該確定申告書（控）の国民年金支払保険料は、妻の納付分であると推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す他の関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時、A 市で民生委員をしていた母に教えられて国民年金に加入し、B 区では C 郵便局で納付し、D 市では E 郵便局で納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を B 区に居住していた時期は C 郵便局で納付し、昭和 41 年 3 月に D 市に転居した後は E 郵便局で納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は 46 年 10 月ころであり、その時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、国民年金保険料の徴収が印紙検認方式から納付書方式に切り替わったのは、B 区は昭和 45 年 4 月から、D 市は 46 年 10 月からであり、申立期間は B 区及び D 市ともに印紙検認方式による徴収であることから郵便局では納付できない期間となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言できるとした申立人の友人二人からも、申立人が保険料を納付していたことを裏付ける具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 55 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 55 年 7 月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が A 市（現在は、B 市）の農協で毎月納付しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市の農協で毎月納付したとしているが、結婚した昭和 38 年 5 月に国民年金の被保険者資格を喪失した後、申立期間後の 55 年 8 月 14 日に任意加入するまでの間、国民年金の加入記録が無いことから、申立期間の納付書が発行され納付が可能であったとは考え難い。

また、申立期間は任意加入期間であるため、任意加入した昭和 55 年 8 月以降の時点からさかのぼって納付することは制度上不可能であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられない。

さらに、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 5 月 1 日から 8 年 1 月 24 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間①の標準報酬月額が 13 万 4,000 円以下になっているが、A株式会社に勤務して以来、給料は一度も下がったことがなく、昭和 52 年 10 月 1 日から 54 年 9 月まで標準報酬月額が 28 万円、54 年 10 月から 57 年 10 月 1 日までは 32 万円に見合う給与をもらっていた。

申立期間②については、A株式会社における平成 6 年 5 月 1 日からの標準報酬月額が 26 万円、7 年 10 月からは 16 万円となっているが、8 年 6 月の雇用保険受給額は 29 万 4,280 円であるので、50 万円以下の標準報酬月額となっていることに納得がいかない。

申立期間の標準報酬月額を本来の額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、社会保険庁が保管するA株式会社の申立人に係る標準報酬月額の記録と厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額は一致している上、同社から提出された標準報酬月額の算定基礎届及び月額変更届が変更処理された形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人が提出した預金通帳の写しから、平成 8 年 6 月に雇用保険 29 万 4,280 円を受給していることが確認でき、当該受給額から標準報酬月額を算出すると 53 万円相当となるものの、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを示す給与明細書等はない。

さらに、A株式会社は既に廃業しており、賃金台帳等の資料も無く、当時の事業主は関係資料を廃棄したと供述しており、社会保険を担当していた者も亡くなっており、申立ての事実を確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 1 日から 6 年 2 月 28 日まで
社会保険庁の記録によると、株式会社 A における申立期間の標準報酬月額が 53 万円から 8 万円に引き下げられているので、申立期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、取締役及び代表取締役（平成 5 年 5 月 1 日から就任）を務めていた株式会社 A は、6 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人及び取締役（営業部長）の 4 年 2 月から 6 年 1 月までの標準報酬月額が、適用事業所ではなくなった日以降の同年 3 月 2 日に、53 万円から 8 万円に遡^{そきゅう}及して訂正され、従業員 8 人については 6 年 2 月 28 日で資格喪失しているものの、標準報酬月額の訂正は行われていないことが社会保険庁の記録により確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の訂正及び社会保険料の滞納を知らなかったとしているものの、滞納については、平成 4 年初めに経理担当常務と社会保険事務所を訪問し、滞納分の納付計画で同行し相談したとしている。

さらに、同僚に照会したところ、遡^{そきゅう}及訂正処理について事業主である申立人が関与していたと供述している上、申立人は平成 5 年 5 月 1 日以降は、代表取締役であり、保険料の納付に責任を負うべき立場にあることから、標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、事業所の業務としてなされた当該行為については、責任を負うべき立場であり、自らの標準報酬月額の減額処

理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは、信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 13 日から 39 年 2 月 19 日まで

私は、申立期間はA株式会社で働き、結婚のため退職した。

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の脱退手当金を受給している記録になっているが、私は脱退手当金を請求していないし、もらっていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管するA株式会社の申立人に係る被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額^{そきゅう}の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 10 月 6 日まで

A株式会社の代表取締役を務めていた昭和 62 年 7 月から平成 6 年 10 月までのうち、4 年 11 月から 6 年 9 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が同年 10 月 19 日に、遡^{そきゅう}及して 53 万円から 8 万円に訂正されている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役に就任していたA株式会社は、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 10 月 6 日以降の同月 19 日に申立人を含む 3 人の標準報酬月額^{そきゅう}が遡^{そきゅう}及して訂正されており、申立人の 4 年 11 月から 6 年 9 月までの標準報酬月額が 8 万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていることを知らなかった上、社会保険料の滞納もなかったと申し立てているが、社会保険担当従業員は、資金繰りに苦勞し、保険料の滞納もあり、会社が適用事業所に該当しなくなった時に代表取締役に随行して社会保険事務所を訪れ、社会保険事務所職員の指導を受けながら関係書類を作成したと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべき立場であり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで
私は、申立期間にA会社B支店C支部に勤務していたが、社会保険庁の記録では、その時の厚生年金保険被保険者期間については3万 3,609円を一時金で受け取ったことになっている。しかしながら、受給した記憶は無いので記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された当時の脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名・捺印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられるとともに、脱退手当金計算書から、申立人の当時の住所地にあったD銀行E支店（現在は、F銀行G支店）に国庫金として送金されたことが確認できる。

また、A会社に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額の3万 3,609円に計算上の誤りは無く、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和 43 年 7 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から同年 8 月まで
(株式会社 A)
② 昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月まで
(株式会社 B)
③ 昭和 42 年 3 月から同年 7 月まで
(C 株式会社)

申立期間中はDをしていたが、当時の業界は、急成長期でDが不足しており、好条件で受け入れられ正社員であったことは間違いない。同僚の名前は思い出せないが、会社のあった場所は覚えており、株式会社AはE区F地、株式会社BはG区H地、C株式会社はI区J地にあった。

K社と一緒に働いたL地出身の旧姓Mさんが結婚して姓が変わって、Cでも一緒に働いたことを覚えている。会社は、当然社会保険に入っていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aに申立期間中に勤務していた複数の同僚に対して、申立人の勤務の状況について照会したが、申立人のことを覚えている同僚が見当たらず、かつ、同社は既に解散していて、当時の事業主は亡くなっているため、申立期間①に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料等はない。

また、当時、同社において申立人と同じDをしていた同僚女性からは、「会社ではDの場合、デザインが会社にあうかどうかを見るために、3か月程度の試用期間があった。」との供述があり、他の同僚も試用期間

があったことを供述していて、記憶している入社日に対して厚生年金保険被保険者資格取得日は4か月程度遅れていることから、同社では試用期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

さらに、社会保険事務所で保管している同社の健康保険被保険者名簿には、資格取得日が昭和36年12月1日から41年4月15日までの期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

- 2 申立期間②について、株式会社Bに申立期間中に勤務していた複数の同僚に対して、申立人の勤務の状況について照会したが、申立人のことを覚えている同僚が見当たらず、かつ、同社は既に破産していて、当時の事業主は亡くなっているため、申立期間②に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料等はない。

また、申立人は株式会社Bでは正社員であったとしているところ、同社における雇用保険被保険者としての加入記録が見当たらず、複数の同僚から社会保険への加入は正社員になってからであったとの供述がある。

さらに、社会保険事務所で保管している同社の健康保険被保険者名簿において、資格取得日が昭和40年3月20日から43年1月26日までの期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

- 3 申立期間③については、K社で一緒に働いたL地出身の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がC株式会社に勤務していたことはうかがえるが、同社は既に破産しており事業主は資料等が一切残っていないとしていて、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料等はない。

また、K社で一緒に働いたL地出身の同僚が結婚して姓が変わりC株式会社に勤務した期間は、昭和43年6月1日から48年12月26日までと供述しているところ、申立人は、この期間には他の別の事業所で厚生年金保険被保険者であることが確認でき、申立期間と一致しないことから同社での勤務期間が明確ではなく、申立人の同社での雇用保険被保険者としての記録も見当たらない。

さらに、当該事業所はN年金基金（現在は、O年金基金）の設立時から同基金に加入しているため、同基金に照会したところ、申立人の申立期間における同基金における加入記録は無い旨の回答があった。

加えて、社会保険事務所で保管している同社の健康保険被保険者名簿において、資格取得日が昭和36年4月1日から43年3月1日までの期

間に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

- 4 このほか、すべての申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月15日から29年6月30日まで
② 昭和37年10月21日から38年5月1日まで

申立期間①当時はA社又はB社で運転手として勤務し、申立期間②当時はC株式会社（現在は、D株式会社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。両申立期間は厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社又はB社に勤務していたとしているが、両事業所については、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿に該当事業所名が無く、社会保険庁のオンライン記録から両事業所の類似名称の事業所を確認したが申立事業所であるとは確認できない上、商業登記簿上も両事業所名では記録が無いため申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は、事業主や同僚の氏名について覚えておらず、同僚等に申立人の勤務実態及び厚生年金保険適用状況について確認することができなかった。

さらに、申立人は厚生年金保険料の控除について記憶が無いとしており、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、複数の同僚の供述により、申立人が申立期間

当時、C株式会社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、D株式会社提出の資料（C株式会社における厚生年金保険被保険者氏名、健康保険証の番号、厚生年金保険番号等が記載された一覧表）に記載の同社における厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録と一致する。

また、申立期間②当時の事業主は所在不明で照会できない上、同僚からも、申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料もない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで
長年、A社に継続勤務しており、平成 14 年 5 月の株式会社B（現在は、株式会社C）での標準報酬月額が 47 万円で、同年 10 月から 44 万円に下がっている。標準報酬月額の算出が間違っているのではないかと、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の株式会社Cでは、資格賃金（基本給）等の固定的給与については当月支払、時間外手当等の非固定的給与については翌月支払であり、申立人が同社に勤務した平成 14 年 5 月分の給与には非固定的給与は含まれないため、標準報酬月額の算定の基礎となる同年 5 月支給分の給与には非固定的給与が計上されず、申立人に係る標準報酬月額の算定は適正であるとしており、事業主提出の同年 5 月の支給明細書（控）によると、上記の時間外手当等の金額欄の記載は無く、同年 6 月から記載されていることが確認できる。

また、申立人及び事業主提出の支給明細書を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致しており、申立人の標準報酬月額として認定される額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額との相違は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月から 42 年 10 月まで
② 昭和 42 年 11 月から 43 年 5 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①についてはA市に所在したB株式会社で、申立期間②についてはC市にある株式会社Dでそれぞれ勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が勤務していたとするB株式会社が存在していたことが登記簿謄本で確認でき、その所在地や業務内容等に関する申立人の具体的供述から、期間の特定はできないものの、申立期間①当時、申立人がB株式会社において勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、B株式会社については、社会保険事務所における厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、当時の代表者二人はいずれも、申立期間①を含め、代表者であった間は国民年金に加入し、保険料も納付済みであることが確認できる。

また、申立人は、B株式会社の幹部や同僚等の氏名を記憶しているものの、その連絡先は不明であり、これらの者から同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間①に係る申立人の雇用保険加入記録は無く、B株式会社については、既に解散し、当時の代表者も既に亡くなっているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情を得ることはできない。

2 申立期間②については、勤務状況等に関する申立人の具体的供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Dにおいて勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、株式会社Dでは、「40年以上も前のことで確認できなかった」としており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、申立人は当時の同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険庁の記録により申立期間②当時に株式会社Dにおいて厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はおらず、供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間②に係る申立人の雇用保険加入記録は無く、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名の記載は無く、申立期間②の前後の期間を通じて健康保険の番号に欠番も無い。

3 加えて、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の各事業主による控除については、申立人に具体的な記憶が無く、また、当該控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 26 日から 59 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A有限会社での資格取得日が、昭和 59 年 7 月 1 日となっているとの回答をもらった。同社には、54 年 4 月 26 日から勤務していることから、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人が保管していた運行記録メモにより、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間においてA有限会社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、厚生年金保険の加入期間について、申立人の記録のある同僚4人に照会したところ、そのうち3人について各自が記憶している入社年月に対して、4か月、4年9か月及び5年から6年といずれも遅れて厚生年金保険の被保険者に加入している状況がうかがえる。なお、残り一人は、アルバイトであったと回答しており、厚生年金保険に加入していなかった。

また、A有限会社は既に廃業しており、当時の代表者は亡くなっていることから、代表者の妻である元役員に照会したところ、顧問社会保険労務事務所から回答があったものの、同事務所の所長は交代しており、かつ、同社の資料が無いことから、関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人がA有限会社に勤務した期間に健康保険被保険者証を使用したとするB医院の診療履歴は既に廃棄処分されていることから、

申立てに係る事実を確認することはできない。

加えて、申立人は入社月に健康保険被保険者証の交付を受けたとしているが、社会保険事務所の被保険者原票の資格取得日は、昭和 59 年 7 月 1 日となっていることから、申立期間は政府管掌健康保険の被保険者ではないことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録においても、同社における資格取得年月日は、昭和 59 年 7 月 1 日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 21 日から 57 年 2 月 1 日まで
昭和 52 年 3 月から 57 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失するまで A 株式会社（現在は、B 株式会社）に勤務していたが、55 年 10 月 21 日から 57 年 2 月 1 日までの期間が空白となっている。A 株式会社から次の C 株式会社へ移るまでの期間は空いていない。考えられることは、業績の向上により本社移転をしたときに問題があった可能性があるが記憶は定かでない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社で昭和 52 年 3 月から 57 年 2 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失するまで勤務していたと主張しているが、雇用保険の被保険者記録では、同社において 52 年 3 月 1 日に資格取得をし、55 年 11 月 1 日に離職と記録されており、社会保険庁の記録とは資格喪失日が違うもののおおむね一致する。

しかし、社会保険庁の記録で資格喪失月となっている昭和 55 年 10 月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことは、A 株式会社に申立人に係る人事記録等の資料が無く、申立人も給与明細書等の資料を所持していないため確認することはできなかった。

また、申立期間当時に D 地区で勤務していた従業員によれば、同社が昭和 55 年秋に E 支店を開設した当時には申立人は退職していたのではないかと供述している。

さらに、申立てにある本社移転の時期は申立期間よりも 2 年前の昭和 53 年であることが会社沿革により確認できる。

一方、その後に勤務したC株式会社の雇用保険被保険者記録は、昭和55年11月4日に資格取得、58年2月20日に離職と記録されており、申立人の主張どおり、A株式会社を退職してから同社に勤務するまでの期間は3日間しか空いていないことから、申立期間はC株式会社に勤務していたものと認められる。

また、C株式会社は、商業登記簿謄本によれば、昭和55年7月に設立され、厚生年金保険の新規適用年月日は、57年2月1日となっていることが確認できるため、同僚照会を行ったところ、会社設立以前はDという個人事業所で国民年金に加入していたとの供述が得られ、厚生年金保険新規適用時に在籍が確認できた申立人を含む6人を調査したところ、申立期間中は、事業主夫婦を含む3人について国民年金に加入し、保険料が納付済みとなっていることが確認できる（申立人を含む他の3人は、国民年金にも未加入）ことから、申立期間中は適用事業所でなかった同社に勤務していたと認められる。

さらに、C株式会社は、平成2年2月1日に適用事業所ではなくなっており、事業主の回答でも人事記録等の資料は無く、不明としており、申立人においても給与明細書等の厚生年金保険料の控除が確認できる資料を所持していない。

このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 1 日から 13 年 5 月 21 日まで
株式会社Aにおける厚生年金保険料の標準報酬月額が、申立期間について当時の報酬月額に見合わない金額に、平成 13 年 6 月 1 日付けで訂正されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの商業登記簿謄本及び社会保険庁の厚生年金保険適用事業所の記録により、申立人は申立期間当時、株式会社A代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日後の 13 年 6 月 1 日付けにおいて、12 年 9 月が 32 万円から 9 万 8,000 円に、同年 10 月から 13 年 5 月までが 22 万円から 9 万 8,000 円に遡^{そきゅう}及して減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{そきゅう}及訂正処理は知らなかったとしているものの、社会保険事務所が保存していた滞納処分票によると、同社は平成 12 年 11 月 30 日から保険料納付の遅延が繰り返されており、13 年 5 月 17 日に社会保険事務所から同社代表取締役宛に架電したこと、及び同月 21 日に全喪届の提出があったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、事業所の業務としてなされた当該行為については、責任を負うべき立場であり、自らの標準報酬月額の減額処

理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 5 月 1 日から 33 年 2 月 27 日まで
② 昭和 33 年 5 月 1 日から 40 年 1 月 26 日まで

60 歳を過ぎたので社会保険事務所で年金記録を調べたところ、申立期間については脱退手当金が支払われていると言われた。それまで一度も社会保険事務所へ行った覚えは無いのに、なぜ手続されたことになっているのか、納得がいかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 40 年 6 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していた最終事業所の厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同性のすべての女性被保険者（3 人）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員（うち一人は申立人の次姉）が脱退手当金を受給しているとともに、申立人のもう一人の姉（長姉）についても別の事業所で脱退手当金の支給記録があることを踏まえると、申立人のみが脱退手当金を受給していないとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日まで
A株式会社にて昭和 62 年 9 月に入社し、正社員として印刷の原版作りを主な仕事として、毎日夜 7 時か 8 時ごろまで残業をして働いていたが、63 年 2 月、同年 3 月及び同年 4 月分の厚生年金保険料が給料から控除されていたにもかかわらず、加入期間の記録が 2 か月しか無い。所持している当時の給与明細書でも厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていることが確認できる。申立期間を厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書により、申立人がA株式会社にて昭和 62 年 9 月 21 日から 63 年 4 月 25 日まで勤務していたことが確認できること、及び申立人に係る雇用保険の加入記録から、63 年 4 月 25 日に同社を離職していることが確認でき、この離職日は、社会保険事務所の記録上の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と合致していることから、申立期間に同社に勤務していたものと認められない。

なお、申立人自身も、昭和 63 年 4 月 25 日に当該事業所を退職したと供述している。

また、上記の給与明細書で申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できるものの、事業主は、「厚生年金保険料の控除は、当月控除である。」と供述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する」とされている。また、同法第

81 条第 2 項によると、「保険料は被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする」とされている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和 63 年 4 月の厚生年金保険料を事業主により同年 4 月分の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月1日から同年11月18日まで
② 昭和25年5月13日から同年11月1日まで

昭和22年11月から23年4月までA省のB局に所属し、C所で英語の訓練等をした後、23年5月1日から25年5月末までD会（E会に改組）に所属して、F号に乗船した。2年間乗船すると6か月間の有給休暇が与えられ、自分も休暇を与えられた。しかし、昭和23年5月1日から同年11月18日までの期間及び25年5月13日から同年11月1日までの期間の被保険者記録が欠落しているので、調べた上で記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年5月1日から25年5月末までD会に所属して、F号（日本での登録番号はG。以下同じ。）に乗船していたと申し立てているが、申立期間当時における申立人の被保険者記録は、資格取得日がH株式会社の船員保険被保険者名簿に23年11月18日と記録され、資格喪失日がD会I部の船員保険被保険者名簿に25年5月13日と記録されていることが確認されるものの、両申立期間における申立人の氏名は無い。

また、申立人と同時期、H株式会社で資格取得している同僚4人もD会I部の被保険者名簿で申立人と同一の記録となっていることが確認できる上、これら同僚からは両申立期間の船員保険料が控除された事実をうかがわせる供述も得られなかった。

なお、H株式会社には、前記船員保険被保険者名簿のほかに、同社所有の船舶ごとに作成された船員保険被保険者名簿が存在しているが、同社所

有の船名一覧には申立人が乗船したとするFの船名は無く、同社所有の他の船舶の被保険者名簿にも申立人の氏名及び申立人が記憶している同僚の氏名は記録されていない。

さらに、D会を所管していたA省B局（現在は、J省K局）に照会したところ、「戦後、外地からの帰還者輸送のため、管理運営をD会に委託した船舶200隻の船舶名簿において、Fの船舶名は確認できるが、D会による配船先運航業者名及び乗船者名については、D会から改組されたL会も解散しているため、関係資料が保管されておらず、不明である。」との回答であり、申立人の両申立期間に係る被保険者記録の確認がとれない。

加えて、閉鎖登記簿謄本によると、H株式会社は平成4年7月8日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の、6年10月31日に解散しており、同閉鎖登記簿謄本に記載されている代表取締役二人も、一人は既に他界し、他の一人も所在不明のため照会できず、所在の確認できた他の取締役一人に照会を行ったが、回答を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。